



香美市情報マガジン

# Hop town 創刊



▲Hop town 表紙

香美市で体験型の活動を行っている施設や団体、地域で作られている特産品などをもっとたくさんの人に知ってもらい、香美市が元気になっていくようにと、香美市地域雇用創造協議会が香美市の情報誌Hop town (ホップタウン)を発行しました。

創刊号は、夏休みの宿題に役立つものづくりや体験学習、遊びの特集となっており、市役所や香美市いんふおめーしょんのほか、市内の観光施設等で無料配布しています。

今後は秋号・冬号と発行予定をしています。ぜひ一度ご覧ください。

【問い合わせ先】

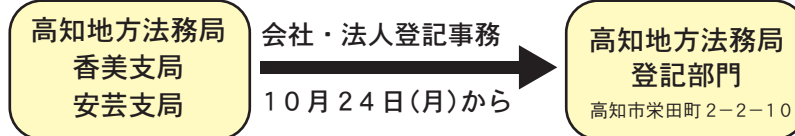
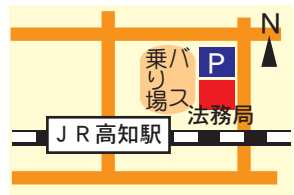
香美市地域雇用創造協議会 ☎53-2123



## 高知地方法務局からのお知らせ

### 会社・法人登記事務の取り扱い場所が変わります

10月24日(月)から、高知地方法務局香美支局および安芸支局で取り扱っていた会社・法人登記事務を高知地方法務局登記部門で取り扱うことになりました。



なお、両支局では、印鑑証明書・登記事項証明書・印鑑カードの交付および廃止・電子証明書に関する事務は、引き続き取り扱っています。

【問い合わせ先】高知地方法務局 ☎088-822-3331  
高知地方法務局香美支局 ☎52-3049

広告

## 香美市地域雇用創造協議会推進事業 講座のご案内

本講座は「雇用保険の求職活動」に認定されます。

受講料 無料

### 介護育成講座

- 日時 8月9日・23日・25日
- 講師 高知鏡川病院 院長 幡手 静幸  
(社)認知症の人と家族の会  
高知県支部 世話人代表 佐藤 政子  
健康運動指導士 前田 郁



講師：長野博光

### 鹿の活用講座

- 日時 8月22日 13:30~15:30
- 講師 「アカメの国」農園  
長野 博光

### 新しい時代の農業講習

- 日時 8月5日・19日
- 講師 有機のがっこう「土佐自然塾」塾長 山下一穂  
(株)フェルアート 代表取締役 鈴木 誠  
高知大学教授(農学部) 副学長 受田浩之



講師：山下一穂



講師：鈴木 誠



講師：受田浩之

※講座の詳細については、高知新聞の折込チラシ・下記問い合わせ先にてご確認ください。

お問い合わせ先 香美市地域雇用創造協議会 〒782-0031 香美市土佐山田町東本町1丁目3-12  
http://www.kami-koyou.com/ TEL 0887-53-2123 FAX 0887-52-9123  
※ほっと求人毎週火曜日更新中 担当：久保

## 東日本大震災義援金

累計 1,069万8,455円  
(6月30日現在)

6月号でお知らせした924万4,820円に、その後お寄せいただいた145万3,635円を追加し、日本赤十字社高知県支部に送金しました。ご協力をいただきました皆さまへ心からお礼申し上げます。なお、義援金については平成23年9月30日まで受け付けていますので、ご協力をお願いします。

【問い合わせ先】福祉事務所 ☎53-3117

## 不要物品を公売します

市役所新庁舎移転に伴い不要となった物品を、市民の皆さまに公売します。公売方法は、せり売りとしします。



- 日時 9月3日(土) 13:00~  
※下見会 8:30~12:00
- 場所 旧さくら保育園  
土佐山田町117番地3(北本町上1)
- 内容 スチール製机・椅子・キャビネット・ロッカーなど約230点。
- 対象者 香美市民
- 問い合わせ先 管財課 ☎53-3113

おわびと訂正

B&G海洋センター  
利用時間について

7月号13ページ掲載のB&G海洋センターの利用時間に誤りがありました。おわびして訂正します。

(誤) 13時~17時  
(正) 13時~17時、18時~21時

その他

野鳥の飼育



メジロなどの野鳥を捕獲したり飼う時には登録が必要です。

現在、登録を受けて野鳥を飼っている方も、有効期限までに更新の手続きが必要です。登録なく野鳥を飼うことは法律で禁止されています。

【問い合わせ先】産業振興課 ☎52-9283

ですか  
キャンペーン



電車・バスの運賃の支払いに利用できるICですかカードでは、期間中にチャージ(入金)すると抽選で賞品が当たるチャージキャンペーンを行っています。

【期間】9月15日(木)迄

【賞品】高速バス往復乗車券(神戸・大阪・京都市行き)・お食事券・商品券(3千円分)

【問い合わせ先】(株)ですか ☎088-882-6366

## 外国人の不法就労防止にご協力ください

### 在留資格の確認を

外国人の雇用に当たっては、必ずパスポート・外国人登録証明書等を見て在留資格の確認を行ってください。短期滞在等働くことが認められていない在留資格の外国人を雇用することはできません。

### 罰則について

働くことが認められていない外国人を事業活動に関し雇い働かせたり、業として仕事をあっせんした場合は、3年以下の懲役・300万円以下の罰金が科せられます。事業主で外国人(特別永住者は除く)を雇い入れた場合や、外国人が離職した場合、ハローワークへ届出をしていなかったり、虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金が科せられます。

### 就労が認められていない在留資格

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客・会議参加者等
留学	大学・短期大学・高等専門学校および高等学校等の学生
技能実習	技能実習生
家族滞在	就労が認められている在留資格で在留する外国人等が扶養する配偶者・子

※資格外活動許可を得ている場合は、許可された範囲で就労できます。

【問い合わせ先】

高松入国管理局 ☎087-822-5852